

第 19 回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日 時 令和元年 8 月 7 日 (水)
時 分～ 時 分
(総務文教委員会終了後)
場 所 議会全員協議会室

【委 員】串崎委員長、芦谷副委員長

三浦委員、沖田委員、川上委員、上野委員、飛野委員、岡本委員、永見委員、
佐々木委員、西村委員

【議 長】

【委員外議員】

【執行部】近重副市長、内藤金城自治区長、岩谷旭自治区長、熊谷弥栄自治区長、
中島三隅自治区長、砂川総務部長、岡田地域政策部長、河上教育部長、吉永金城支所長、
塚田旭支所長、岩田弥栄支所長、田城三隅支所長、
草刈財政課長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長、村木生涯学習課長、
大屋企画係長

【事務局】下間書記

議 題

1 (仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例の制定に向けた今後の取組について

【執行部からの報告】

2 自治区制度について (公民館のコミュニティセンター化等)

【委員間で協議】

・【参考配布資料】公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言 (平成31年3月)

～浜田市社会教育委員の会～

3 その他

① 「公民館のコミュニティセンター化」に係る研修会

令和元年8月22日 (木) 午後2時30分～5時 市役所5階 全員協議会室

令和元年8月23日 (金) 午前9時～11時30分 市役所5階 全員協議会室

出欠〆切 8月15日 (木)

② 議会報告会で提出された各テーマへの意見一覧の提供について

○次回開催 月 日 () 時 分

自治区設置条例を1年延長することに伴う変更点等について

令和元年6月にお示しした「新たな住民主体のまちづくりの方針」に基づき、自治区設置条例を1年延長することについて、変更となる点等は以下のとおりです。

① 設置期間	・ 現行の設置期限である「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改正する。
② 自治区長 説明	・ 役割、身分等は現行どおり。ただし、任期は令和3年3月31日までの1年間とする。 ・ 現行の自治区長の任期は、令和2年3月31日までとなっているため、令和2年4月1日から1年間の自治区長について、地域協議会に推薦していただき、市長が任命する。
③ 地域協議会 説明	・ 役割、体制は現行どおり。ただし、委員の任期は令和3年3月31日までの1年間とする。 ・ 現行の地域協議会委員の任期は、令和2年3月31日までとなっているため、令和2年4月1日から1年間の委員について、町内会等の地域住民自治組織から推薦していただき、市長が選任する。 ・ 委員推薦における地域の実情を考慮し、（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例における地域協議会の委員は、当初の1年間、自治区設置条例に基づく委員が引き継げるよう配慮する。
④ 支所機能	・ 現行どおり。
⑤ 予算 説明	・ 以下のとおり。 ・ 中山間地域の活性化のための共通事業については、1年間継続するための財源として、これまでの共通事業枠の残額及び各自治区地域振興基金からの拠出金を充当して実施する。 そのうえで、各自治区で生じる地域振興基金の残額については、令和2年度の各自治区基金事業の財源として充当する。 ・ まちづくり総合交付金は、現行どおり継続する。 ・ 緊急的な維持補修費等（各支所年間500万円）は現行どおり継続する。

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例制定に向けた今後の取組について

■ 検討委員会の設置

- ① 附属機関とする。(9 月議会において検討委員会設置条例を提案)
- ② 委員は、識見者や地域協議会の代表者など 22 人で構成する。(別紙 1 参照)
- ③ 公民館のコミュニティセンター化に向けた検討組織を検討委員会の部会として位置付け、条例作成及びコミュニティセンター化の体制づくりに向けて連携しながら取組む。(別紙 2 参照)

■ 検討委員会の取組概要

(1) 勉強会

協働のまちづくりの必要性や公民館のコミュニティセンター化に向けた取組についてなど条例案の作成に向けて共通の認識を図る。

(2) 条例骨子の検討

協働のまちづくりを進めるための課題整理を行いながら、目的、理念、協働の原則など盛り込むべき内容について意見交換し、条例の基礎となる骨子をまとめている。

(3) フォーラムの開催

協働のまちづくりの機運醸成を目的にフォーラムを開催する。

① 内 容：検討状況の中間報告

協働のまちづくりに関する講演

ワークショップ等による意見集約

② 参加者：公民館、まちづくり推進委員会、地域協議会、一般市民 他

(4) 条例構築（最終）の検討

フォーラムやパブリックコメントによる意見の反映などにより条例の最終案をまとめる。

■ 今後のスケジュール

(1) 検討委員会（別紙 3 参照）

検討委員会設置条例の公布日後すぐに委員の選任を行い、10 月末を目標に第 1 回を開催し、最終的には令和 2 年度の 8 月までに 9 回の開催をもって条例最終案をまとめていく。

(2) 公民館のコミュニティセンター化検討部会（別紙 4 参照）

検討委員会の検討状況に併せながら、令和 2 年度の 5 月までに検討報告書のまとめ、11 月までにコミュニティセンター設置条例案の作成をしていく。

別紙 1

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例検討委員会名簿 (案)

区 分	人数	団体等・職名
(1) 識見者	2 人	島根県立大学教員
		日本社会教育学会会員
(2) 関係行政機関の代表	3 人	浜田市社会教育委員の会
		浜田市公民館連絡協議会
		西部県民センター (地域振興課)
(3) 公共的団体の代表	5 人	浜田商工会議所
		石央商工会
		浜田市 P T A 連合会
		浜田市社会福祉協議会
		浜田女性ネットワーク
(4) 地域協議会の代表	5 人	地域協議会 (各自治区 1 人)
(5) 地区まちづくり推進委員会の代表	5 人	地区まちづくり推進委員会 (各自治区 1 人)
(6) 公募による市民	2 人	公募委員
合 計	22 人	

【 事 務 局 】 地域政策部 政策企画課

【 市 関 係 部 署 】 各支所防災自治課、生涯学習課、その他必要に応じて全部署
で対応

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例検討委員会
コミュニティセンター化検討部会 委員名簿 (案)

区 分	人数	団体等・職名
(1) 学識経験者	1 人	日本社会教育学会会員
(2) 関係行政機関	1 人	浜田市社会教育委員の会
(3) 公民館の代表	5 人	浜田：●●●公民館
		金城：●●●公民館
		旭：●●●公民館
		弥栄：●●●公民館
		三隅：●●●公民館
(4) 地区まちづくり 推進委員会の代表	5 人	浜田：●●●地区まちづくり推進委員会
		金城：●●●地区まちづくり推進委員会
		旭：●●●地区まちづくり推進委員会
		弥栄：●●●地区まちづくり推進委員会
		三隅：●●●地区まちづくり推進委員会
合 計	12 人	

アドバイザー	東京大学大学院教授	牧野 篤
--------	-----------	------

【事務局】 地域政策部まちづくり推進課、教育委員会生涯学習課、
各支所 防災自治課
(中山間地域対策プロジェクトチーム会議－地域コミュニティのあり方検討ワーキンググループ)

【市関係部署】 防災安全課、総合窓口課、健康医療対策課

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例検討委員会スケジュール及び検討内容

回	開催時期	検討内容
	令和元年 9月議会表決後	委員の推薦及び公募 期間(9月30日～10月中旬)
第1回	10月下旬	キックオフ 委嘱状交付・スケジュール確認など
第2回	11月下旬	検討委員会勉強会 「協働のまちづくり」について(講演:社会教育アドバイザー) 市民活動、NPOの定義・現状等について 浜田市の現状、他地域の協働指針の事例について
第3回	12月下旬	条例に盛り込むべき項目の議論(1回目) コミセン検討化部会の状況報告 条例骨子(案)の確認 内容案の事例紹介 意見交換
第4回	令和2年 1月中旬	条例に盛り込むべき項目の議論(2回目) 条例骨子たたき台の提示 意見交換 協働のまちづくりフォーラムの開催について
	2月中旬	協働のまちづくりフォーラムの開催 (フォーラム内でまちづくり推進条例の中間報告を行う)
第5回	3月下旬	条例の具体的内容の検討(1回目) コミセン検討化部会の状況報告
第6回	4月下旬	条例の具体的内容の検討(2回目)
第7回	5月下旬	条例の最終案検討(1回目) コミセン検討化部会の状況報告
	6月中旬～下旬	パブリックコメントの実施
第8回	7月中旬	条例の最終案検討(2回目) パブリックコメントの意見を反映
第9回	8月上旬	条例の最終案の報告
	9月上旬	議会へ条例提案
第10回	11月上旬	コミセン化検討状況の最終確認

※検討状況によっては開催回数が増減となる場合があります。

(案)

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例検討委員会
コミュニティセンター化検討部会 スケジュール

回	開催時期	検討内容
第 1 回	令和元年 10 月下旬	・ 委嘱状交付 ・ コミセン化に関する市の基本的な考え方について ・ 意見交換 ・ 今後のスケジュール
第 2 回	11 月下旬	・ 公民館活動の現状について ・ 地区まちづくり推進委員会の活動の現状について ・ 整理すべき課題について 例) センターの運営方法 - センターの業務・役割 - センター職員の配置と処遇 - センターとまち委の関係性の整理 - センターの名称 - 社会教育と生涯学習の推進 など
第 3 回	12 月下旬	(課題についての議論)
第 4 回	令和 2 年 1 月中旬	(課題についての議論)
第 5 回	3 月下旬	(課題についての議論)
第 6 回	4 月下旬	・ 検討結果のまとめ(報告書素案の提示)
第 7 回	5 月下旬	・ 検討結果報告書の確認・承認
	6～8 月	(検討結果を踏まえた制度設計) (個別の館とのすり合わせ)
第 8 回	9 月下旬	・ コミセン化の具体的内容の説明 ・ 意見聴取
第 9 回	11 月上旬	・ 前回協議を踏まえた最終内容の確認
	12 月	(議会へコミセン設置条例提案)

自治区制度等行財政改革推進特別委員会について

【設置目的】

- ①浜田那賀方式自治区制度の検証を行い、今後のあり方について調査及び研究を行うとともに、
- ②市の行財政改革の推進に関する事項につき調査及び研究を行い、行財政改革推進本部に対して必要な意見又は提言を行う。

①浜田那賀方式自治区制度

① 検証を行う

①執行部からの報告を受け、委員会として意見する

②委員会独自に検証を行う
(例:委員会では地域や検討委員会に出向き意見を聞くなど)

令和元年5月8日
◆浜田那賀方式自治区制度に関する提言書を提出

令和元年9月定例会議

◆自治区制度設置条例の延長に関する条例改正の審議
⇒令和3年3月31日まで延長

② 今後のあり方について調査・研究

今後のまちづくり推進のあり方について調査・研究する

【今後の議論のテーマ】

①まちづくり推進条例の方向性の是非

- ・OKなのか？
→どの部分かを明確化する
- ・NOなのか？
→どの部分かを明確化する
- ・不安、問題要素は何か？
→どの部分かを明確化する
地域協議会のあり方？
- ・執行部案とは別に、委員会案があるのか？
→ある場合、それを示す

②新しいまちづくりの仕組みの一つである「公民館のコミュニティセンター化」の是非

- ・OKなのか？
→どの部分かを明確化する
- ・NOなのか？
→どの部分かを明確化する
- ・不安、問題要素は何か？
→どの部分かを明確化する
- ・必要な機能は何か？
→何なのかを示す
- ・執行部案とは別に、委員会案があるのか？
→ある場合、それを示す

③検討委員会について

- ・附属機関設置条例の審議(令和元年9月定例会議)？
- ・検討委員会での審議状況の報告を受け、委員会として意見する？

②行財政改革の推進

③ 調査・研究を行い提言

①執行部からの報告を受け、委員会として意見する

②執行部から報告を受けるのとは別に、委員会として行革推進について調査・研究を行う

* 将来を見据え...

- ☐ 必要な要素
- ☐ 検討すべき項目
- ☐ 不安要素

委員会として意見・指摘する！

公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言

～社会教育を基盤とするコミュニティセンター化に向けて～

(提言書)

平成 31 年 3 月

浜田市社会教育委員の会

はじめに

このたび、自治区制度を新制度へ移行する見直し案が出され、地域拠点への機能を再構築するために、公民館のコミュニティセンター化が提起されたところです。それによりますと、公民館の機能の充実と地域づくりの拠点としての機能の強化がうたわれています。

社会教育委員の会では、すでに平成 25 年 11 月に「浜田市における公民館のあり方、めざす姿」について教育委員会に提言しており、その中で上記の 2 点について、具体的に論述しており、改めてそのことに意を配する考えを示されたことは時間の経過はあるものの、大いに評価いたします。

そこで、改めて現時点でのコミュニティセンター化を進めるにあたり、特に留意いただきたいことについて、とりまとめましたので、これが速やかに取り組まれ初期の目的が達成されますことを強く念じております。

平成 31 年 3 月

浜田市社会教育委員の会
会長 富金原 完

《 目 次 》

はじめに

I	今後の公民館が向かうべき方向性	1
	(1) 市民の自治意識の向上と実践	
	(2) 社会教育の果たすべき役割	
	(3) 元来の公民館機能とコミュニティセンター化	
	(4) 社会教育を基盤とした人づくり、地域づくりの拠点	2
	(5) まちづくり推進条例	3
	(6) センターの所管	
II	具体策	4
	1. 「まちづくり推進条例」について	
	2. センターの主管課について	
	(1) 「人づくり、地域づくり推進課」(仮称)の設置	
	(2) 支所にセンター担当係の設置	
	(3) 社会教育主事の配置	
	3. センターの運営支援について	5
	(1) 市職員の社会教育研修	
	(2) 中学校区ごとのセンターの行政担当者	
	(3) 「人づくり・地域づくりセンター」運営支援チーム(仮称)	
	(4) センターの活動費	6
	4. センター職員について	
	(1) 職員体制と勤務体制	
	(2) 公募制による職員の採用	
	(3) 社会教育関連の専門資格取得の義務化	
	(4) センター職員の処遇	
III	その他の意見	7
	○ 公民館が進めてきた社会教育の成果を今まで以上に可視化する	
	○ 公民館の適正配置とまちづくり委員会について	
	○ 地域の各種組織の事務所機能について	
	○ センターの結集、協働、効率的な運営について	
	○ SDGs の視点、包摂性、参画性、統合性について	8

おわりに

公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言

～社会教育を基盤とするコミュニティセンター化に向けて～

I 今後の公民館が向かうべき方向性

(1) 市民の自治意識の向上と実践

少子高齢化の到来が現実味を帯び、浜田市においてもその影響が顕著であります。現下の行政課題の最も大きなものは、人口減少に伴う地域の維持・発展をどのように図っていくのか、また肥大化した行政サービスの行財政改革を行い、持続可能な地域社会をどう創っていくのかが問われています。

その解決には、行政だけでなく市民の理解、協力が必要不可欠であります。つまり、行財政改革の更なる取り組みと市民の自治意識の向上とそれに伴う実践であります。地域づくりはエンドレスであり、実践の中に問題や課題が発生し、それらに対して学習し、更に実践を重ねていくことであります。持続可能な地域づくりは学習とセットされたものでなければなりません。

(2) 社会教育の果たすべき役割

社会教育は市民の自主性、自発性を前提とした主体的な学びを基本とするものであり、市民が学習のプロセスを通じて、市民のつながりや相互承認の関係を構築することにより、市民の地域づくりへの意欲を育み、地域コミュニティの基盤を形成するものです。地域を担う力を持った人づくりを進めるうえで、社会教育の果たすべき役割は極めて大きいものであります。

「行政は、人づくりに始まり、人づくりに終わる。」と言われるように、市民の自治意識を絶えず向上させると共に行政のスリム化を図り、少ない財源で効果的なサービスの展開を図ることが、行政の一番の課題であります。

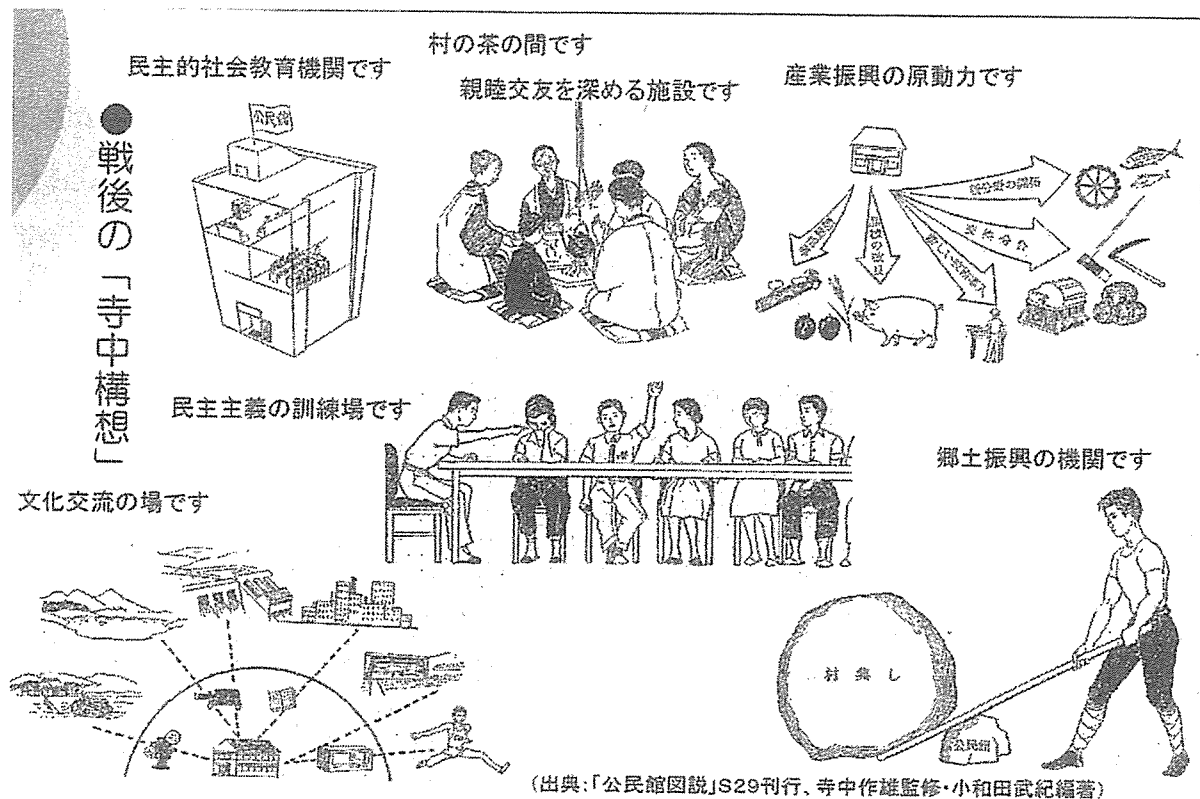
そのためには、社会教育の充実、整備が不可欠であります。そして社会教育における学習権は市民的基本的権利として自治体によって保障されるべきものであります。

(3) 元来の公民館機能とコミュニティセンター化

このたび、公民館のコミュニティセンター化が提案されていますが、元来公民館とは、戦後の焦土の中で構想され（※「公民館図説」S29 発刊寺中作雄

監修 参照)、民主的社会教育機関として、住民自治の拠点としてつくられました。すなわち地域の茶の間の場として住民の親睦交友を深め、人と人のつながりを育み、文化交流を行い、民主的な対話と学びから生まれる当事者意識や活動が地域振興、産業振興の原動力となることを目指していました。

従いまして、元来の公民館機能のなお一層の充実を図ることと、コミュニティセンター化は同じ意義を持つものであると言っても過言ではありません。



※「公民館図説」S29 発刊 寺中作雄監修

(4) 社会教育を基盤とした人づくり、地域づくりの拠点

自治区制度の検討にあたり、人口減少に伴う地域づくりにどのように向かうべきかを真剣に考えるのであれば、これまでの公民館活動のあり方を総括し、次のような位置づけでコミュニティセンター化をすすめていくことを提案いたします。

すなわち、住民が主体的に地域課題を解決していくための学習と活動の拠点、地域コミュニティのセンター的役割（プラットフォーム）を目的とする社会教育施設として位置づけ、併せて公民館の名称も「人づくり、地域づくりセンター」（仮称）に改め、新しく社会教育を基盤とした人づくり、地域づくりの拠点としての再出発を願うものであります。

（５）まちづくり推進条例

センター化構想の前提となる条例として、現在、まちづくり推進条例が市長部局内で検討されているようですが、その策定プロセスが社会教育行政や自治の主体となる市民に充分に開かれていないことを危惧します。

数多くある条例のなかでも、この条例は住民自治や、行政と市民の協働に関わるものであります。素案を見る限りにおいては、行政と多様な主体が協働してすすめていくまちづくり（地域づくり）推進条例としては、地縁組織を中心とした表現にとどまっているのではないのでしょうか。NPOや企業等多様な主体を巻きこむことを想定し、また支援だけでなく協働というキーワードを盛り込めるよう検討いただきたいと思います。

（６）センターの所管

センターの所管については、現在の浜田市の状況を踏まえると、市長のリーダーシップのもと、展開されることがより効果的であると考えます。市長部局の各課において抱えている行政課題は地続きで住民自身の地域課題であります。しかしながら行政から市民に向けた上意下達的な啓発や、動員型のアプローチでは、真の市民との協働によってその課題解決に向かうことは困難であります。

そこで、社会教育が理念とするところの人づくりの重要性が行政部局の中にも認識されつつある今だからこそ、これを好機としてとらえ、「ネットワーク型行政」として社会教育行政を再構築することが望ましいと考えます。

したがって所管を市長部局に移すにあたっては、社会教育を基盤として、公民館機能の充実が図られ、機動力をあげられるようなしくみづくりを教育部局と市長部局が共に熟議し、予算、人員配置等をすすめることを強く求めます。

Ⅱ 具体策

「今後の公民館が向かうべき方向性」で述べたような視点にたち、社会教育委員の会では、以下のような具体策を提案し、公民館機能の充実を図っていただきたいと思います。

1. 「まちづくり推進条例」について

現在策定中のまちづくり推進条例について、後述するセンターやその主管となる課の名称との整合性をとりつつ、その内容についても教育委員会（社会教育行政）と市長部局が協働して策定する。

2. センターの主管課について

（1）「人づくり、地域づくり推進課」（仮称）の設置

社会教育を基盤とした公民館のコミュニティセンター化を市長部局内であらたに再構築するにあたっては、その主管も従来の「まちづくり推進課」ではなく、「人づくり、地域づくり推進課」（仮称）とし、課内にこれまで教育委員会生涯学習係が中心となって進めてきた社会教育を担当する、「社会教育係」（仮称）を置く。

（2）支所にセンター担当係の設置

市内26のセンターを効率的効果的に管理運営するのは、本庁の担当職員だけでは無理があり、支所にこれの具体的指導、相談等の職務を行う担当係を設置することにより、全市の底上げを図る。

（3）社会教育主事の配置

「人づくり、地域づくり推進課」（仮称）には、社会教育主事資格者を配置する。さらに、県からの派遣社会教育主事を1名配置し、センターや「人づくり、地域づくり推進課」の指導・助言・研修の役職に充てる。

浜田市の教育の魅力化につながる「共育＝地域学校協働活動」の推進については、センターの主管となる「人づくり、地域づくり推進課」社会教育係（仮称）に配置される派遣社会教育主事だけでなく、教育委員会内にも派遣社会教育主事を1名配置し、学校との連携協働をより強化していく必要がある。人づくり・つながりづくり・地域づくりの好循環が生まれるように互いに連携し、横断的に取り組むことが望ましい。

3. センターの運営支援について

(1) 市職員の社会教育研修

市職員に、人づくり、地域づくりの意識醸成、能力の向上の為に、社会教育の職員研修を実施する。

(2) 中学校区ごとのセンターの行政担当者

中学校区ごとに、センターの行政担当者を選任し、センターが適切に機能しているかを総合的に見守り、支援する。この意図は行政職員が現場任せにせず、地域の実状を理解し、地域に寄り添い、人づくりと地域づくりを支援していく行政職員としての力量形成にも寄与する意図がある。この担当者は担当地区のセンターを定期的にまわり、支援する業務を十分に行える体制を保障するものであること。また、後述するセンター運営支援チーム、ことに社会教育主事のバックアップを受けながら、その任にあたること。

(3) 「人づくり・地域づくりセンター」運営支援チーム（仮称）

現在浜田市では、個別の公民館での運営推進委員はあるが、浜田市全体としての審議委員会はなく、その役割を社会教育委員の会や公民館連絡協議会が担ってきた。この度のセンター化に伴い、本来ならばより多様な主体からなる検討委員会を立ち上げ、構想するべきであったが、それに替わる組織として、できるだけ早くセンターの運営支援チームを立ち上げるべきである。

センターが始動した後も、継続的にセンターのねらいに沿って適正な運営ができているかを、成果指標を設け、多角的に評価、検証すると共に改善に向けた助言や提案をできる運営支援チームが必要である。また、運営支援チームは、中学校区ごとの行政担当者の人材育成にも寄与する役割を担う。

※参考：具体的な運営支援チームのメンバー構成（必要に応じて増減あり）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①中山間プロジェクトチーム市議②まちづくり推進課、生涯学習課の課長・係長
⇒「人づくり・地域づくり推進課」の課長・係長（社会教育係等）③防災や環境、健康福祉保健に関連する部署の係長や保健師等④センターづくりの社会教育主事（各自治区より1名）⑤地区まちづくり委員会のリーダー（各自治区より1名）⑥派遣社会教育主事（必要に応じて指導主事）⑦公民館連絡協議会から5自治区の代表館長 |
|---|

⇒「人づくり・地域づくりセンター」連絡協議会（仮称）から
 ⑧社会教育委員の会から正副会長
 ⑨地域学校協働活動推進員（統括コーディネーター）
 ⑩教育の魅力化コーディネーター
 ⑪社会福祉協議会、生活支援コーディネーター等
 その他必要に応じて
 ○西部県民センター小さな拠点づくり担当者、浜田教育事務所、中山間研究センターの職員等
 ○民間の多様な主体（事業化、ブランディングなどに強い人材、NPO 等）

（４）センターの活動費

センターの設置目的に相応した活動費を十分に確保する。

4. センター職員について

（１）職員体制と勤務体制

センターには、常勤のセンター長 1 名と職員 2 名を配置する。2 名の職員のうち、1 名が共育等社会教育担当、もう 1 名が地域づくり担当とする。これを基本としつつ、地域の実状にあわせて事務を中心とする職員や公民館外部からの地域学校協働推進員の確保等検討する。

（２）公募制による職員の採用

職員の採用については広く公平な見地から人材を登用するべく、公募制を導入する。

（３）社会教育関連の専門資格取得の義務化

社会教育を基盤とした公民館のコミュニティセンター化を進める上で、センター職員には、社会教育の専門性が求められる。センターには、社会教育主事の資格を有する者又は社会教育士等の専門職を配置する。

※社会教育士とは、社会教育主事がより一層、人づくりや地域づくりの中核的な役割を担うことができるよう、新たな養成課程を構築し、「社会教育士」と名称を変更、幅広い社会での活躍を目指す。施行開始は 2020 年 4 月を予定している。

（４）センター職員の処遇

専門職の位置づけから、常勤の嘱託職員とし、報酬もそれに見合うものとする。

Ⅲ その他の意見

○ 公民館が進めてきた社会教育の成果を今まで以上に可視化する

公民館における社会教育は“人づくり”というかたちで、すぐには成果の见えないものと片付けてしまいがちであるが、昨今地域課題解決型の事業に対する助成も増え、公民館事業の内容がより課題解決型のものが増えつつある。それらを定性的、定量的に成果を可視化することで、センターの充実に向けた持続可能な予算配分を保障していく根拠となると考える。

例えば、公民館主催の軽スポーツ事業への参加者や、共育ボランティアをしている高齢者の要介護認定の発生率や認知機能の維持等の実態を分析すれば、介護保険料の抑制につながる等、期待される効果を検証するといった取り組みは可能である。また、最近ではビックデータの分析に基づいて、これまで社会教育が経験的に事業展開をしていた学習プログラムの効果がエビデンスとして可視化される動きもあり、それらを取り入れながら、より効果的な事業を展開していったほしい。

○ 公民館の適正配置とまちづくり委員会について

当初まちづくり交付金は公民館ごとにまちづくり委員会を立ち上げ、公民館を中心とした交付金の制度であったはずが、浜田自治区ではひとつの公民館エリアに複数のまちづくり委員会ができています。これは人口規模や面積、学校数等からして、公民館が適正配置されていないという問題とも関係している。この度のセンター化については、現在は浜田市独自の中山間地域を想定して検討されているが、旧浜田市内の対象地域の公民館では、まちづくり委員会について、今一度、公民館1館につき、まちづくり委員会が1つ置かれるかたちで再検討してはどうかと考える。

○ 地域の各種組織の事務所機能について

これまで以上に多様な主体を公民館が巻き込んで、事業を展開するとなれば、頻繁に協働していくと想定される各種組織の事務所機能を公民館内に設ける場合の、環境整備をどのようにすすめていくか心配である。

○ センターの結集、協働、効率的な運営について

今後ますます高齢化する中で、社会福祉協議会も、公民館も、まちづくり委員会も同じ方向を向いていくことになる。似たような目的で、それぞれ

がばらばらに会議をもち、同じ住民が似たような会議に何度も出るといった実態を整理し、より結集、協働して、効率的な運営が求められている。その点を各地域ですすめていかれるように、センター化に伴い、前述の運営支援チームでもサポートしていったほしい。

○ SDGs の視点、包摂性、参画性、統合性について

浜田市の総合振興計画や教育振興計画との整合性をもちつつ、当市のセンター設置の理念に、SDGs の視点を含めて検討してはどうか。SDGs は魅力ある学校づくり（例えば海洋教育等）と地域づくりを貫く理念になりうるものとする。SDGs については中教審の答申にも触れられており、当市におけるセンターのあり方は、人づくりとまちづくりにおける参画性、統合性、あらゆる人々の活躍（子どもも含めて）を意識して是非多様な主体をつなぎ、結集できるよう検討していただきたい。

※参考：「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
（答申）中教審 212 号 平成 30 年 から引用

国連サミット（2015 年）で「持続可能な開発目標」SDGs が採択。「誰・一人として取り残さない」をテーマに目標がつけられました。

その特徴として第一は「包摂性」ですが、加えて全てのステークホルダーが役割をもつ「参画性」、社会、経済、環境に統合的に取り組む「統合性」があげられています。日本国内での指針として、「あらゆる人々の活躍の推進」が優先にあがってきています。

※SDGs の視点について（一般社団法人 イマココラボのホームページから引用）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が 2016 年～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標です。17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

おわりに

平成 30 年度の浜田市公民館連絡協議会のテーマは、「人を育て、郷を育てる」です。公民館はこれまでも、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりを担ってきました。

しかしながら、公民館に求められている機能と役割を担っていくには、人員配置や活動予算、そして職員の処遇の面でも厳しい状況が続いてきました。

そのため、はじめに述べたように、社会教育委員の会では、平成 25 年に「浜田市の公民館のあり方、めざす姿について」を提言しました。また、更に遡れば、平成 23 年に「社会教育を推進する中核施設としての公民館のあり方」～「新しい公共」づくりに向かうこれからの公民館～を答申しています。

コミュニティセンター化の検討にあたっては、この度の緊急提言と合わせて、これらの答申、提言を今一度ご参照いただき、公民館が真の住民自治の拠点となるための環境整備を、教育委員会、市長部局が協働で進めていただきたいと思います。

社会教育委員の会は、これらの提言を出すに留まらず、コミュニティセンター化の動向を注視しつつ、これからも社会教育の推進と地域課題の解決に向けて自ら学び、行動していく所存です。

平成 31 年 3 月

浜田市社会教育委員の会

副会長 栗 栖 真 理

浜田市社会教育委員名簿（平成30年4月1日～平成32年3月31日）

1	佐 堂 潔	校長会選出（小学校長会 会長）
2	佐々木 慎 司	浜田市PTA連合会 会長
3	瀧 口 嘉 輝	浜田市公民館連絡協議会 副会長代表
4	桑 原 徹	みすみスポーツクラブ 会長
5	山 崎 晃	浜田市文化協会 会長
6	鶴 原 理 子	H00P!（はまだ親子共育応援プログラム） ファシリテーター
7	鎌 田 由 美	しまね子どもの読書等推進の会浜田支部代表 三階小学校図書館司書
8	山 崎 壽 松	全日本同和会島根県連合会浜田支部長
9	栗 栖 真 理	はまだっ子共育プロジェクト 統括コーディネーター
10	野 田 美和子	運営推進員・学校評議員
11	拝 上 理 恵	まちづくり子ども部会 部長
12	日下田 周 之	杵束公民館長
13	富金原 完	教育行政経験者

令和元年 7 月 29 日

自治区制度等行財政改革推進特別委員会
委員長 串 崎 利 行 様

議会広報広聴委員会
委員長 小 川 稔 宏



議会報告会で提出された各テーマへの意見一覧の提供について

5 月 13 日～17 日に行いました議会報告会において、貴委員会から提案いただきましたテーマについての意見・要望について取りまとめました。

つきましては、別添一覧表を添付いたしますので貴委員会内で共有し今後の委員会活動の参考としてご活用ください。

テーマ別報告一覧表

N0	会場	内容	提供先委員会
1	5/15_弥栄会館	地域振興基金是非とも残してほしい。	自治区制度等 行財政改革推進 特別委員会
2	5/15_弥栄会館	地域協議会はたった15名と少ない構成だが、このメンバーで地域の課題など決めてもいいのか。	自治区制度等 行財政改革推進 特別委員会
3	5/15_弥栄会館	旧浜田市と旧那賀郡の住民に温度差があるので、自治区制度の行方が心配。	自治区制度等 行財政改革推進 特別委員会
4	5/15_弥栄会館	公民館のコミュニティセンター化が地区制度廃止の代替のような話であるが大変難しい。	自治区制度等 行財政改革推進 特別委員会
5	5/15_弥栄会館	自治区制度の弊害で合併による効率化が進んでいない。公共施設の再編などのあらゆることにスピード感が欠けている。	自治区制度等 行財政改革推進 特別委員会